

静岡市中央体育館  
静岡市南部体育館  
静岡市長田体育館  
静岡市東部体育館  
静岡市北部体育館  
清水清見潟公園  
(体育館、室内プール及びトレーニング室)  
静岡市蒲原体育館  
静岡市西ヶ谷総合運動場  
静岡市清水総合運動場

## 指定管理業務仕様書

令和2年10月

静岡市観光交流文化局スポーツ振興課

## 目 次

### ○業務仕様書

#### 【1 施設の設置目的・運営方針】

- (1) 設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

#### 【2 指定管理業務の内容】

- (1) 指定管理業務を行う施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 指定管理者が直接行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 第三者に委託することができる業務・・・・・・・・・・ 10
- (4) 指定管理業務以外の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (5) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施・・・・ 16
- (6) 指定管理者による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (7) 定期報告（月次報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (8) 事業報告（年度報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (9) 次年度以降の事業計画書等の作成・・・・・・・・・・ 17
- (10) 障害者差別解消法への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (11) 暴力団排除条例への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (12) マニュアルの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (13) 西ヶ谷総合運動場屋内プールの公認再申請について・・・・ 18
- (14) その他指定管理者が行わなければならない業務・・・・ 18

#### 【3 指定期間】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

#### 【4 管理の基準等】

- (1) 開館時間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 使用許可等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 遵守すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (4) 文書の管理及び保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (5) 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (6) 情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (7) 施設管理におけるリスク分担・・・・・・・・・・・・ 23
- (8) 災害時におけるリスク分担・・・・・・・・・・・・ 23

(9) 賠償責任と保険の加入	24
(10) 備品	24
(11) 新型コロナウイルスその他新たな感染症への対応	25

## 【5 管理体制（組織）】

(1) 資格等	25
(2) 人員	25
(3) 非常時の体制	26
(4) 事業計画書への明示	27

## 【6 指定管理経費】

(1) 指定管理料の上限額	27
(2) 積算経費	28
(3) 指定管理者の収入	28
(4) 支払方法	28
(5) 修繕料の精算	28
(6) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更	29
(7) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い	29
(8) その他	29

## 【7 その他】

(1) 事務引継	30
(2) 文書引継	30
(3) 利用料金の決定	30
(4) 目的外使用許可等	30
(5) 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション管理者及び 静岡市シェアサイクル事業者との相互協力	31
(6) 市主催事業等への協力	31
(7) 複合施設における光熱水費等の取扱い	31
(8) 監査への協力	32
(9) 原状回復	32
(10) 大規模改修等の予定	32
(11) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて	32
(12) 指定の取消等	33
(13) その他	33
(14) 協議	33

○別紙

- 【別紙 1】 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務
- 【別紙 2】 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務
- 【別紙 3】 施設保守管理等仕様書  
(共通、中央、東部、北部、清水清見潟、蒲原、西ヶ谷総合、清水総合)
- 【別紙 4】 直営施設に係る歳入徴収事務委託契約書 (案)
- 【別紙 5】 個人情報の保護に関する取扱仕様書
- 【別紙 6】 市と指定管理者のリスク分担表
- 【別紙 7】 静岡市南部保健福祉センター、静岡市南部体育館及び静岡市支援センターみらい並びに静岡市長田保健福祉センター及び静岡市長田体育館の管理経費の負担方法等に関する協定書 (案)

○別表

- 【別表 1】 備品リスト

## 静岡市体育館等管理運營業務仕様書

本仕様書は、静岡市中央体育館、静岡市南部体育館、静岡市長田体育館、静岡市東部体育館、静岡市北部体育館、清水清見潟公園（体育館、室内プール及びトレーニング室）、静岡市蒲原体育館、静岡市西ヶ谷総合運動場及び静岡市清水総合運動場（以下「静岡市体育館等」という。）指定管理者募集要項と一体のものであり、静岡市体育館等の管理運營業務を指定管理者が行うに当たり、静岡市体育館条例、静岡市都市公園条例及び静岡市総合運動場条例（以下「静岡市体育館条例等」という。）に定めるものの外、静岡市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務の内容及び範囲を示すものである。

### 1 施設の設置目的・運営方針

#### (1) 設置目的

市は、市民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため、静岡市体育館等を設置する。

#### (2) 運営方針

公の施設として住民の福祉の増進を図るとともに、本市におけるスポーツの普及・振興を図るため、「スポーツの推進による健康で豊かな生活の実現」に向けて、「市民一人1スポーツ」を推進することを基本理念とする。

静岡市体育館等の管理運営に当たっては、施設の設置目的を達成するため、法令や条例等を遵守すると共に、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理に努め、併せて次の項目を遵守すること。

また、指定管理者は、管理運営に当たり、利用者の平等利用の確保に努め、利用者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

なお、正当な理由がない限り、施設利用を拒んではならない。

ア 静岡市体育館等の設置目的に則した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。

イ 利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者本位の運営を行い、サービスの向上に努めること。

ウ 効率的な運営を行い運営費の節減に努めるとともに、環境負荷の低減と施設・設備の良好な維持管理に努めること。

エ 市民の平等な利用が確保されるよう運営を行うこと。

オ 個人情報保護については、条例等の遵守を徹底すること。

カ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

キ 市及び地域と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

- ク 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- ケ 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- コ 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。
- サ ごみの削減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。

### (3) 目標

5年後の数値目標は次のとおりとする。

- ア 各施設の利用者満足度を毎年度 90%以上とする（参考：令和元年度利用者満足度 体育館グループ 99.2%、総合運動場グループ 97.8%）。
- イ 市が実施するスポーツに関する市民意識調査において、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 68%以上（静岡市スポーツ推進計画における指標）とする（参考：平成 30 年度スポーツに関する市民意識調査 56.7%）。

## 2 指定管理業務の内容

### (1) 指定管理業務を行う施設

ア 静岡市中央体育館（以下「中央体育館」という。）

(ア) 所在地 静岡市葵区駿府町 2 番 80 号

(イ) 規模

a 体育館

(a) アリーナ棟 鉄筋コンクリート造 3 階建て  
延べ床面積 4,881.07 m<sup>2</sup>

(b) 管理棟 鉄筋コンクリート造 4 階建て 延べ床面積 4,408.95 m<sup>2</sup>

b 弓道場 鉄骨コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 1,457.87 m<sup>2</sup>

c 屋内プール 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 2,170.25 m<sup>2</sup>

(ウ) 施設内容

a 体育館

(a) アリーナ棟

アリーナ、放送室、役員室、医務室

(b) 管理棟

① 1 階

トレーニング場、卓球場、事務室

② 2 階

剣道場、柔道場

③ 4 階

軽運動室、会議室（100 人収容）、多目的室 1（40 人収容）、多目的室 2（20 人収容）、談話室兼ロビー、教室、職員室、相談室

教室、職員室、相談室は青少年育成課所管です。

- b 弓道場
    - (a) 1階
      - 多目的室3
      - 多目的室3は子ども未来課が児童クラブに使用しています。
    - (b) 2階
      - 弓道場 (近的 10人立)
  - c 屋内プール
    - 大プール、小プール、更衣室、指導員室、清掃員室、監視員室
  - d 駐車場
    - 39台収容
- (エ) 開館時期
- a 昭和46年5月 (体育館)
  - b 昭和56年4月 (弓道場)
  - c 昭和50年8月 (屋内プール)

イ 静岡市南部体育館 (以下「南部体育館」という。)

- (ア) 所在地 静岡市駿河区曲金三丁目1番30号
- (イ) 規模 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て及び一部3階建て  
延べ床面積 6,739.40 m<sup>2</sup>

(ウ) 施設内容

- a 1階
  - アリーナ、剣道場、柔道場、医務室、スポーツ相談室、談話室兼ロビー、事務室、用器具置場
- b 2階
  - トレーニング場、卓球場、多目的室 (20人収容)、ランニングコース (1周 133m)
- c 駐車場
  - 50台収容

(エ) 開館時期 昭和59年6月

(オ) その他

当施設は静岡市南部保健福祉センター及び静岡市支援センターみらいとの複合施設です。

ウ 静岡市長田体育館 (以下「長田体育館」という。)

- (ア) 所在地 静岡市駿河区鎌田574番地の1

- (イ) 規 模 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 4,750.00 m<sup>2</sup>
- (ウ) 施 設 内 容
- a 1階  
アリーナ、役員指導室、医務室、多目的室（20人収容）、談話コーナー兼ロビー、事務室、用器具置場
  - b 2階  
剣道場、柔道場、卓球場、トレーニング場
  - c 駐車場  
74台収容
- (エ) 開 館 時 期 昭和 61 年 2 月
- (オ) そ の 他  
当施設は静岡市長田保健福祉センターとの複合施設です。

エ 静岡市東部体育館（以下「東部体育館」という。）

- (ア) 所 在 地 静岡市葵区東千代田二丁目 3 番 1 号
- (イ) 規 模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上 2階地下 1階建て  
延べ床面積 6,059.00 m<sup>2</sup>
- (ウ) 施 設 内 容
- a 1階  
アリーナ、卓球場、指導室、健康相談室、談話コーナー兼ロビー、事務室
  - b 2階  
柔剣道場、トレーニング場、多目的室（60人収容）
  - c 駐車場  
60台収容
- (エ) 開 館 時 期 平成 2 年 6 月

オ 静岡市北部体育館（以下「北部体育館」という。）

- (ア) 所 在 地 静岡市葵区松富四丁目 14 番 1 号
- (イ) 規 模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上 3階地下 1階建て  
延べ床面積 8,992.61 m<sup>2</sup>
- (ウ) 施 設 内 容
- a 1階  
アリーナ、剣道場、柔道場、事務室、医務室、エントランスホール、談話室、放送室、指導員室、更衣室
  - b 2階  
トレーニング場、卓球場、弓道場（近的 10人立）、ランニングコース（1周



170m)、健康相談室、体力測定室、多目的室1(40人収容)、多目的室2(20人収容)

3階

弓道場(遠的10人立)

d 駐車場

150台収容

(エ) 開館時期 平成9年6月

カ 清水清見潟公園(体育館、室内プール及びトレーニング室)(以下「清水清見潟公園」という。)

(ア) 所在地 静岡市清水区横砂408番地の38

(イ) 規模

a アリーナ棟 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積1,810.29㎡

b プール棟 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積1,427.19㎡

(ウ) 施設内容

a アリーナ棟

アリーナ、更衣室

b プール棟

(a) 1階

25mプール、事務室、更衣室、監視員室、清掃員室、採暖室

(b) 2階

トレーニング場、更衣室、多目的室

(エ) 開館時期 平成6年5月

キ 静岡市蒲原体育館(以下「蒲原体育館」という。)

(ア) 所在地 静岡市清水区蒲原新田一丁目199番地の19

(イ) 規模 鉄骨造平家建 延べ床面積1,097.89㎡

(ウ) 施設内容

アリーナ、事務室、談話室兼ロビー、ミーティングルーム、更衣室

(エ) 開館時期 昭和56年3月

ク 静岡市西ヶ谷総合運動場(以下「西ヶ谷総合運動場」という。)

(ア) 所在地 静岡市葵区西ヶ谷8番地の1

(イ) 規模

a 陸上競技場

倉庫棟

軽量鉄骨造平家建 延べ床面積115.93㎡

- b 屋内プール 鉄骨鉄筋コンクリート造一部2階建て  
延べ床面積 2,626.74 m<sup>2</sup>
- c テニスコート  
クラブハウス 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積 291.27 m<sup>2</sup>
- d 野球場 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積 3,154.74 m<sup>2</sup>
- e 管理事務所 鉄筋コンクリート造平家建 延べ床面積 460.40 m<sup>2</sup>

(ウ) 施設内容

- a 陸上競技場
  - (a)トラック (全天候型ウレタン舗装、1周400m 8コース)
  - (b)フィールド (芝生 66m×101m一部ウレタン舗装)
  - (c)スタンド (約2,600人収容、芝生、本部席、役員室、男女更衣室、倉庫)
  - (d)照明施設 (500L X 4基)
  - (e)練習コース (直線75m×3コース、走幅跳練習場1か所)
  - (f)倉庫棟
- b 屋内プール
  - (a) 1階  
玄関及びロビー、事務所、監視室、医務室、男女ロッカー室、男女シャワー室、男女浴室、機械室、大小プール、倉庫
  - (b) 2階  
会議室、集会室、観覧席
- c テニスコート
  - (a)コート (全天候型砂入人工芝コート6.5面 うち0.5面は壁打ちコート)
  - (b)スタンド (500人収容)
  - (c)クラブハウス
    - ①1階  
事務所、男女ロッカー、役員室、倉庫、男女シャワー室
    - ②2階  
会議室、放送室、ホール、ロビー
- d グラウンドゴルフ場 (8ホール 240m)
- e ターゲットバードゴルフ場 (9ホール PAR27 312m)
- f 野球場 (グラウンド面積 13,120 m<sup>2</sup>、両翼 94m、中堅 120m)
  - (a)内野スタンド (椅子席 2,508席、車いす席 6席)
  - (b)外野スタンド (芝生 3,000人収容)
  - (c)照明施設 (6基3段切り替え)
  - (d)その他 (ピッチング練習場、1・3塁ダッグアウト、記者席放送室、本部席、審判席、選手控室、会議室、事務所、本部控室、医務室、チケット売り場)

g 管理事務所  
事務室、会議室、救護室、書庫、休憩室、男女シャワー室、売店

h 橋梁

- (a) 感動橋
- (b) 躍動橋
- (c) 親水橋
- (d) 西ヶ谷橋

i 駐車場

- (a) 陸上競技場駐車場 261 台収容／大型用 10 台収容
- (b) 屋内プール駐車場 100 台収容
- (c) 野球場駐車場 221 台収容

(エ) 開館時期

- a 平成 3 年 5 月 (総合運動場)
- b 平成元年 5 月 (屋内プール)
- c 平成 9 年 5 月 (野球場)

ケ 静岡市清水総合運動場 (以下「清水総合運動場」という。)

(ア) 所在地 静岡市清水区清開二丁目 1 番 1 号

(イ) 規模

- a 陸上競技場  
スタンド 鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 838.31 m<sup>2</sup>
- b 体育館 鉄筋コンクリート造 2 階建て一部 3 階建て  
延べ床面積 5,537.04 m<sup>2</sup>
- c 弓道場 鉄骨モルタル造平家建 延べ床面積 179.10 m<sup>2</sup>
- d 武道場 鉄骨造平家建 延べ床面積 668.41 m<sup>2</sup>

(ウ) 施設内容

- a 陸上競技場
  - (a) トラック (全天候型ウレタン舗装、1 周 400m 8 コース)
  - (b) フィールド (芝生 68×105m)
  - (c) スタンド (スタンド席 1,384 席、芝生 1,000 人収容、役員室、放送室、控室、男女更衣室、男女シャワー室、男女トイレ、医務室、給湯室、器具庫)
- b 体育館  
アリーナ、事務室、ホール、医務室、会議室、男女更衣室、男女トイレ、男女シャワー室、放送室、倉庫、観客席 900 席、車いす席 6 席
- c 水泳場  
50m プール (9 コース)、25m プール (7 コース)、円形プール

- d アーチェリー場  
倉庫、夜間照明設備、移動式防矢ネット
    - (a) 射距離 18m、30m、40m、50m、60m、70m、90m
    - (b) 的数 20 的
  - e 弓道場  
会議室、湯沸室、トイレ、更衣室
    - (a) 射距離 28m
    - (b) 射場 6 人立
  - f 武道場  
剣道場、柔道場 (28.40m×15.75m)
  - g 多目的グラウンド  
夜間照明設備 メタルファライド 6 灯×照明柱 6 柱
  - h 駐車場
    - (a) 体育館前駐車場 40 台収容
    - (b) 体育館横駐車場 55 台収容
    - (c) 第二駐車場 90 台収容
    - (d) 武道場専用駐車場 20 台収容
    - (e) 円形/25mプール用駐車場 30 台収容
    - (f) 50mプール用駐車場 60 台収容
- (エ) 開館時期
- a 昭和 44 年 10 月 (陸上競技場)
  - b 昭和 46 年 9 月 (体育館)
  - c 昭和 47 年 8 月 (水泳場)
  - d 昭和 49 年 2 月 (アーチェリー場)
  - e 昭和 54 年 10 月 (弓道場)
  - f 平成 19 年 4 月 (武道場)
  - g 昭和 46 年 9 月 (多目的グラウンド)

(2) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、その全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められるなど、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に主要業務の一部を委託することができる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者

の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。

ア 利用者に対する業務（静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムを利用すること。）

（ア）施設利用許可及び利用の制限等に関すること。

（イ）施設の利用受付、利用方法等の案内及び指導等に関すること。

（ウ）施設利用者登録（あおいカード）に関すること。

（エ）利用者及び周辺地域に対して誠意をもって対応する。

また、新たな施設の設置や、大規模な改修等に関し、指定管理者のみでは対応できない場合は、市に報告し対応すること。

（オ）施設の年間利用計画を策定すること。

（カ）利用状況の把握と利用者状況報告書を作成すること。

（キ）利用の手引き等を作成し、電話等による利用者の問い合わせや相談に対応すること。

（ク）その他利用者に対して必要な業務

イ 施設の維持管理業務

（ア）施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアルを作成すること。

（イ）施設設備、備品等の機能維持を図り、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。

（ウ）日常及び定期的な施設整備の点検と補修等の管理を行うこと。

（エ）災害対策のため防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し緊急時に備えること。

（オ）事故等の対応について、関係者を指揮し緊急に必要な措置を講じるとともに、速やかに市等関係機関に報告し、その指示に従うこと。

（カ）施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成し、必要に応じて市に提出すること。

（キ）器具等を利用する利用者の安全確保及び機器等の適正な利用に供するよう器具の設置・片づけ等を行うこと。

（ク）施設の使用前後の開閉錠及び点検を行うこと。

（ケ）駐車場、駐輪場の適正な管理を行うこと。

（コ）管理用品及び消耗品等を購入すること。

（サ）その他施設等の維持管理に必要な業務

ウ 静岡市体育館条例等に伴う事業内容の業務

（ア）静岡市体育館条例第 20 条に伴う事業内容の業務

a スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること。

- b スポーツ教室等の企画・運営に関すること。
- c 利用の許可に関すること。
- d 施設及び設備の維持管理に関すること。
- e その他市長が必要があると認める業務

(イ) 静岡市都市公園条例第8条の5に伴う事業内容の業務

- a 利用の許可に関すること。
- b 施設及び設備の維持管理に関すること。
- c その他市長が必要があると認める業務

(ウ) 静岡市総合運動場条例第20条に伴う事業内容の業務

- a スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること。
- b スポーツ教室等の企画・運営に関すること。
- c 利用の許可に関すること。
- d 施設及び設備の維持管理に関すること。
- e その他市長が必要があると認める業務

エ 利用料金の徴収業務

静岡市体育館等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収は、静岡市体育館条例等に基づき、適正に徴収すること。静岡市体育館等は利用料金制を採用するので、利用料金収入は指定管理者の収入とする。

また、教室など指定管理者が主催するソフト事業の実施に伴う収入も指定管理者の収入とする。これらの利用料金の取扱いについては、受払簿の作成、記入等により適正に管理すること。

オ 利用促進業務

(ア) 施設の広報誌、パンフレット及びホームページ等を作成し、積極的に広報を行うこと。

(イ) 利用促進のためのスポーツ行事等企画を行うこと。

カ 教室、イベント等事業の実施業務

(ア) スポーツ振興に係る事業の企画運営に関すること。

(イ) スポーツ振興の啓発に関すること。

事業について詳しくは、別紙1「施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」を参照すること。

(3) 第三者に委託することができる業務

次に掲げる施設、設備、機器等の維持管理に関する業務については、第三者に委託することができる。

委託に当たっては市の例に順じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者

の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者からの他の者への再委託はできない。第三者の使用は、全て指定管理者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は指定管理者の責めに帰する。

なお、契約に当たっては静岡県暴力団排除条例により、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者は指定管理者からの委託を受けることができないため、指定管理者は、委託先に対し「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」を提出するよう毎年度依頼し、その写しを提出すること。

詳しくは、別紙2「施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務」及び一部の委託業務においては別紙3「施設保守管理等仕様書」を参照すること。

#### ア 中央体育館の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 非常用発電装置保守点検業務
- (キ) 消防用設備保守点検業務
- (ク) 建築設備等点検業務
- (ケ) 昇降機保守点検業務
- (コ) 排煙オペレーター保守点検業務
- (サ) 建築物環境衛生管理業務
- (シ) バスケットゴール保守点検業務
- (ス) トレーニング機器保守点検業務
- (セ) 地下タンク保守点検業務
- (ソ) 体操器具保守点検業務
- (タ) 一般廃棄物収集運搬業務
- (チ) 樹木剪定業務
- (ツ) フラワーポット管理業務
- (テ) プール監視等管理業務
- (ト) プール水質検査業務
- (ナ) プール二酸化炭素濃度測定業務
- (ニ) ばい煙測定業務
- (ヌ) プールろ過器・滅菌器保守点検業務
- (ネ) プール自動清掃ロボット保守点検業務

- (ノ) プール機械運転等管理業務
- (ハ) 障害者水浴介助器具点検業務
- (ヒ) 電力デマンド監視装置による監視情報配信業務
- (フ) その他必要となる業務

#### イ 南部体育館の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 非常用発電装置保守点検業務
- (キ) 消防用設備保守点検業務
- (ク) 建築設備等点検業務
- (ケ) 排煙オペレーター保守点検業務
- (コ) バスケットゴール保守点検業務
- (サ) トレーニング機器保守点検業務
- (シ) 樹木剪定業務
- (ス) その他必要となる業務

#### ウ 長田体育館の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 非常用発電装置保守点検業務
- (キ) 消防用設備保守点検業務
- (ク) 建築設備等点検業務
- (ケ) 排煙オペレーター保守点検業務
- (コ) 建築物環境衛生管理業務
- (サ) バスケットゴール保守点検業務
- (シ) トレーニング機器保守点検業務
- (ス) 樹木剪定業務
- (セ) その他必要となる業務



エ 東部体育館の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 消防用設備保守点検業務
- (キ) 建築設備等点検業務
- (ク) 排煙オペレーター保守点検業務
- (ケ) 建築物環境衛生管理業務
- (コ) バスケットゴール保守点検業務
- (サ) トレーニング機器保守点検業務
- (シ) 地下タンク漏洩保守点検業務
- (ス) 樹木剪定業務
- (セ) 電力デマンド監視装置による監視情報配信業務
- (ソ) その他必要となる業務

オ 北部体育館の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 非常用発電装置保守点検業務
- (キ) 消防用設備保守点検業務
- (ク) 建築設備等点検業務
- (ケ) 昇降機保守点検業務
- (コ) 排煙オペレーター保守点検業務
- (サ) 建築物環境衛生管理業務
- (シ) バスケットゴール保守点検業務
- (ス) トレーニング機器保守点検業務
- (セ) 地下タンク漏洩保守点検業務
- (ソ) 樹木剪定業務
- (タ) 中央監視システム保守点検業務
- (チ) 電力デマンド監視装置による監視情報配信業務
- (ツ) その他必要となる業務

カ 清水清見潟公園の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備等保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 消防用設備保守点検業務
- (キ) 建築設備等点検業務
- (ク) 昇降機保守点検業務
- (ケ) 排煙オペレーター保守点検業務
- (コ) 建築物環境衛生管理業務
- (サ) バスケットゴール保守点検業務
- (シ) トレーニング機器保守点検業務
- (ス) 周辺樹木等維持管理業務
- (セ) 除草等業務
- (ソ) 中央監視盤点検業務
- (タ) プール監視等業務
- (チ) プール水質検査業務
- (ツ) プール二酸化炭素濃度測定業務
- (テ) ばい煙測定業務
- (ト) プールろ過機・滅菌機等保守点検業務
- (ナ) プール機械運転等管理業務
- (二) 障害者水浴介助器具点検業務
- (ヌ) 空気環境測定業務
- (ネ) 電力デマンド監視装置による監視情報配信業務
- (ノ) その他必要となる業務

キ 蒲原体育館の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 消防用設備保守点検業務
- (エ) 建築設備等点検業務
- (オ) バスケットゴール保守点検業務
- (カ) 浄化槽維持管理業務
- (キ) その他必要となる業務

ク 西ヶ谷総合運動場の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 消防設備保守点検業務
- (キ) 建築設備等点検業務
- (ク) 浄化槽維持管理業務
- (ケ) フロン排出抑制法に基づく点検
- (コ) 貯水槽清掃業務
- (サ) 簡易専用水道検査業務
- (シ) 植栽管理業務
- (ス) 芝生維持管理業務
- (セ) プール監視管理業務
- (ソ) プール水質検査業務
- (タ) プール二酸化炭素濃度測定業務
- (チ) ばい煙測定業務
- (ツ) プールろ過機・滅菌器保守点検業務
- (テ) プール自動清掃ロボット保守点検業務
- (ト) プール機械運転等管理業務
- (ナ) 屋内プールオゾン発生装置保守点検業務
- (ニ) プール可動床保守点検業務
- (ヌ) ウォータースライダー保守点検業務
- (ネ) 障害者水浴介助器具点検業務
- (ノ) スコアボード保守点検業務（野球場）
- (ハ) 写真判定機保守点検業務（陸上競技場）
- (ヒ) 電力デマンド監視装置による監視情報配信業務
- (フ) その他必要となる業務

ケ 清水総合運動場の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務

- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 消防設備保守点検業務
- (キ) 建築設備等点検業務
- (ク) 昇降機保守点検業務
- (ケ) 排煙オペレーター保守点検業務
- (コ) バスケットゴール保守点検業務
- (サ) フロン排出抑制法に基づく点検
- (シ) 夜間照明保守点検業務
- (ス) 電動式収納ステージ保守点検業務
- (セ) 植栽管理業務
- (ソ) 除草・清掃業務
- (タ) 芝生維持管理業務
- (チ) プール監視管理業務
- (ツ) プール水質検査業務
- (テ) ばい煙測定業務
- (ト) プール濾過機・滅菌器保守点検業務
- (ナ) プール自動清掃ロボット保守点検業務
- (二) 写真判定機保守点検業務（陸上競技場）
- (ヌ) 電力デマンド監視装置保守管理業務
- (ネ) その他必要となる業務

#### (4) 指定管理業務以外の業務

##### ア 使用料徴収業務

指定管理者は、指定管理に係る協定とは別に、地方自治法施行令第158条第1項に基づき、静岡市スポーツ施設に係る直営施設の使用料徴収業務委託契約を締結し、静岡市体育館条例第8条、静岡市スポーツ広場条例第8条、静岡市テニス広場条例第7条、静岡市多目的スポーツグラウンド条例第8条、静岡市都市公園条例第17条、静岡市コミュニティセンター条例第7条及び静岡市恩田原スポーツ広場条例第6条の定める使用料の徴収業務を行う（詳細は、別紙4「直営施設に係る歳入徴収事務委託契約書（案）」のとおり。）。

##### イ 施設利用者以外への物品貸出業務

指定管理者は、スポーツ振興課所管の備品（グラウンドゴルフ用具等）の保管を行うとともに、借用希望者に対し貸出を行う（詳細は、別紙2「施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 4（3）備品の貸出について」のとおり。）。

#### (5) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施

市民アンケート調査及び利用者満足度調査を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

ア 市民アンケート調査（施設の利用者に限定しない調査）を毎年度実施し、管理運営に活かすこと。

イ 静岡市体育館等の利用者を対象とした利用者満足度調査を毎年度実施し、施設に対する満足度及び利用者の実態を調査し、管理運営に活かすこと。

（6）指定管理者による自己評価

年度終了後1か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の業務について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

（7）定期報告（月次報告）

指定管理者は、協定書で定める日までに以下の事項を記載した前月分の月次報告書を提出することとする。

ア 施設利用状況（開館日数、稼働率、利用者数等）

イ 人員配置状況（勤務実績）

ウ 業務実施状況（業務の名称、実施日、業務概要）

施設・設備の定期点検や第三者に委託した業務の実施状況を含む。

エ その他指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項

（8）事業報告（年度報告）

毎年度終了後、1か月以内に以下の内容を添付した事業報告書（様式第22号）を提出すること。

ア 管理業務の実施状況（事業計画との比較）

イ 静岡市体育館等の各施設利用状況（利用者数、稼働率、目標との比較、利用拒否等の件数・理由等）

ウ 指定管理業務収支状況報告書（様式第23号）

エ 財務諸表

オ 利用者からの意見、要望及び苦情の内容と対応状況

カ 利用満足度調査・市民アンケート等の実施状況、考察（目標との比較）

キ 自己評価の結果

（9）次年度以降の事業計画書等の作成

申請時に提案された事業計画を基本として、毎年度、市と調整を図った上で次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

(10) 障害者差別解消法への対応

公の施設の管理運営を行うことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に定める障害者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

(11) 暴力団排除条例への対応

暴力団の利益になる利用や不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引き」に基づき対応を行うこと。

(12) マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアル及び危機管理マニュアル（火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制などについて規定）を作成すること。

(13) 西ヶ谷総合運動場屋内プールの公認再申請について

西ヶ谷総合運動場屋内プールは（公財）日本水泳連盟による公認プールのため、再公認の申請を行うこと。（現公認期間：令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）

(14) その他指定管理者が行わなければならない業務

ア 随時報告

事故や災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の法人格の変更に関わる事項など指定管理の継続に影響がある事項については、随時報告を行うこと。

イ 協議の実施

指定管理者は、管理運営に関して、必要に応じ市と協議すること。

ウ 是正勧告

事業報告の検査の結果、指定管理者の業務が基準に満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、当該勧告対象となった事項に改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消しなどの措置を行うことがある。

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 5 年間

この期間は静岡市議会での議決により決定する。

#### 4 管理の基準等

##### (1) 開館時間等

開館時間及び休館日は、原則として以下のとおりとする。

ア 中央体育館（屋内プールを除く。）、南部体育館、長田体育館、東部体育館、北部体育館、清水清見潟公園（体育館及びトレーニング室）、蒲原体育館、西ヶ谷総合運動場（屋内プール、ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を除く。）及び清水総合運動場（水泳場を除く。）

##### (ア) 開館時間

午前9時から午後9時まで

##### (イ) 休館日

a 毎月の第1月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）

b 12月29日から翌年の1月3日までの日

##### (ウ) その他

特に必要があると認めるときは、指定管理者は、清水清見潟公園の場合は市長の、その他の施設の場合は静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、これを変更し又は臨時に休館することができる。

#### イ 中央体育館屋内プール

##### (ア) 開館時間

午前10時から午後8時30分まで

##### (イ) 休館日

a 月曜日（当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）

b 12月29日から翌年の1月3日までの日

c 水質管理に要する日として教育委員会が別に定める日

##### (ウ) その他

特に必要があると認めるときは、指定管理者は教育委員会の承認を得て、これを変更し又は臨時に休館することができる。

#### ウ 清水清見潟公園室内プール

##### (ア) 開館時間

午前9時から午後9時まで

休館日以外の月曜日は午後1時から午後9時まで

##### (イ) 休館日

a 毎月の第1月曜日（当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日

以外の日)

- b 12月29日から翌年の1月3日までの日
- c 水質管理に要する日として市長が別に定める日

(ウ) その他

特に必要があると認めるときは、指定管理者は市長の承認を得て、これを変更し又は臨時に休館することができる。

エ 西ヶ谷総合運動場屋内プール

(ア) 開館時間

午前10時から午後8時30分まで

(イ) 休館日

- a 月曜日(当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)
- b 12月29日から翌年の1月3日までの日
- c 水質管理に要する日として教育委員会が別に定める日

(ウ) その他

特に必要があると認めるときは、指定管理者は教育委員会の承認を得て、これを変更し又は臨時に休館することができる。

オ 西ヶ谷総合運動場ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場

(ア) 開場時間

午前9時から午後5時まで

(イ) 休場日

- a 月曜日(当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)
- b 12月29日から翌年の1月3日までの日

(ウ) その他

特に必要があると認めるときは、指定管理者は教育委員会の承認を得て、これを変更し又は臨時に休場することができる。

カ 清水総合運動場水泳場

(ア) 開場時間

- a 午前9時から午後9時まで(50メートルプール(9月1日から供用期間の末日までの期間を除く。)に限る。)
- b 午前9時から午後5時まで(50メートルプール(9月1日から供用期間の末日までの期間に限る。)並びに25メートル及び円形プールに限る。)

(イ) 供用期間

7月1日から9月14日までの期間において毎年度教育委員会が定める期間とする。

(ウ) 休場日

月曜日(当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)



(エ) その他

- a 特に必要があると認めるときは、指定管理者は教育委員会の承認を得て、これを変更し又は臨時に休場することができる。
- b 水質管理に要する日として教育委員会が別に定める日

(2) 使用許可等の基準

指定管理者は、施設利用の許可権を有し、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、利用の公平と平等を確保しなければならない。利用料金の減免基準、施設利用に係る審査基準と処分基準は、静岡市体育館条例等に基づき、当該処分の処分庁である指定管理者が、市と協議のうえ定める（優先利用に関する基準も同様）。

また、この基準と標準処理期間を、静岡市行政手続条例第5条第3項及び同条例第6条の規定により、当該施設において公表する。

ア 利用の不許可

以下のいずれかに該当するときは、静岡市体育館等の利用を許可しないことができる。

- (ア) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (イ) その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。
- (ウ) 静岡市体育館等の管理上支障があると認めるとき。
- (エ) (ア) (イ) 及び (ウ) までに掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

イ 利用料金の減免

利用料金の減免に当たっては、減免基準を定め、適切な方法により利用者に通知すること。

また、以下の点に留意すること。

- (ア) 市が公用のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。
- (イ) 静岡市体育協会加盟の協会または連盟が主催して行う年1回の市民大会（市民大会と銘打つ年齢別、男女別、中学校・高等学校別等それぞれの大会を含む。）においては、利用料金を免除することを認めるものとする。
- (ウ) 静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業においては、利用料金を免除することを認めるものとする。
- (エ) 特別支援学校及び特別支援学級が教育活動又はこれに類する目的のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。

(オ) 障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者法に規定する知的障害者更生相談所において発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の各手帳の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。

### (3) 遵守すべき事項

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、各施設の設置条例及び同施行規則などのほか、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理運営を行うこと。

- ア 地方自治法
- イ 静岡市体育館条例
- ウ 静岡市体育館条例施行規則
- エ 静岡市都市公園条例
- オ 静岡市都市公園条例施行規則
- カ 静岡市総合運動場条例
- キ 静岡市総合運動場条例施行規則
- ク 労働関係法令
- ケ その他関係法令

### (4) 文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努めること。

また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規程に基づいて、別途文書管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存する。

- ア 管理に関する帳簿
  - (ア) 事業日誌
  - (イ) 施設運営に必要な諸規程
  - (ウ) 年間事業計画及び事業実施状況表
  - (エ) 職員に関する書類
  - (オ) 設備及び備品に関する書類
  - (カ) その他管理に必要と思われる帳簿及び書類等
- イ 利用者に関する書類
  - (ア) 各種施設管理に係る申請書
  - (イ) その他必要と思われる書類等
- ウ 会計経理に関する帳簿及び書類

- (ア) 収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類
  - (イ) 金銭の出納に関する帳簿及び書類
  - (ウ) 物品等の受払に関する帳簿及び書類
  - (エ) 資金に関する帳簿及び書類
  - (オ) その他必要と思われる書類等
- エ その他管理運営業務に必要と思われる帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙5「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に従って、十分注意すること。

また、「静岡県防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱」に従って、防犯カメラ等管理責任者を置くこと。

(6) 情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、別途情報公開規定等を定めるなど適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合がある。

(7) 施設管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別紙6「市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

ただし、当該分担表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、決定することとする。

(8) 災害時におけるリスク分担

ア 大規模災害以外の災害時のリスク分担、役割等

協定書締結の際に市と指定管理者とで協議し、確認した内容を事業計画書に記載すること。

イ 大規模災害時のリスク分担、役割等

本市における公の施設には地震・風水害等の大規模災害発生時において、避難所等として極めて重要な役割を担うことが想定されており、静岡県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に位置付けられている。

当該施設は地域防災計画において避難所等として位置づけられているため、別途総務局危機管理総室危機管理課・総務課が作成したひな形により「災害時における

施設利用の協力に関する協定」を締結する必要がある。

また、協定締結後は「指定管理者災害対応の手引―指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型―」を参考に大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備するよう努めること。

なお、蒲原体育館は現段階では地域防災計画に位置付けのない施設であるが、今後地域防災計画において避難所等に位置付けられた場合は、同様の対応を行うものとする。

ウ 指定管理者は、災害時等の状況により、地域防災計画に定めのない事項について市から協力を求められた場合は、それに協力するよう努める義務を負うものとする。

#### (9) 賠償責任と保険の加入

##### ア 賠償責任保険

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にも寄らない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について、両者で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上により、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう保険に加入すること。

##### イ その他保険

その他必要に応じた保険に加入すること。

#### (10) 備品

施設に必要不可欠な設備備品については市が用意するものとし、管理運営業務の遂行に当たり必要となる事務用備品については指定管理者が負担するものとする。

市は、別表1「備品リスト」に記載のものを、無償にて貸与する。

ただし、備品の所有権は市に帰属するため、備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則（平成15年規則第51号）等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定期間が終了したときは、原状回復し、市に返却すること。

また、新たな備品の購入や更新については、予算の定める範囲において、市が必要と認めた場合に市が整備する。

なお、施設修繕の必要が生じた場合は、事前に市と協議するものとする。

(11) 新型コロナウイルスその他新たな感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、国、静岡県及び市から示された新型コロナウイルスその他新たな感染症に係る対応方針等に基づき、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

なお、全国的なイベント等については別途定める「全国的なイベント等の相談への施設管理者としての対応について」により対応すること。

5 管理体制（組織）

管理運営業務は、必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、管理運営を効率的に行うため適正な人数の職員を配置すること。

また、配置する人員の勤務形態は、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理を行うこと。

(1) 資格等

ア 甲種防火管理者の資格を有している者を静岡市体育館等へ各施設1名以上配置すること。

イ 開館時間中は、全施設に普通救命講習修了者が常駐すること。

ウ 甲種又は乙4種の危険物取扱者の資格を有している者を北部体育館へ配置すること（許可数量の地下貯蔵タンクが設置されているため。）。

エ 西ヶ谷総合運動場屋内プールにおいては（公財）日本水泳連盟プール公認申請に必要な次のいずれかの資格を有するものをプール管理者として配置すること。

(ア) (公財) 日本スポーツ協会公認水泳指導者

(イ) (公財) 日本スポーツ協会公認上級指導員

(ウ) (公財) 日本スポーツ協会公認水泳コーチ

(エ) (公財) 日本スポーツ協会公認水泳上級コーチ

(オ) (公財) 日本スポーツ協会公認水泳教師

(カ) (公財) 日本スポーツ協会公認水泳上級教師

(キ) (公財) 日本体育施設協会水泳指導管理士

(ク) (公社) 日本プールアメニティ協会プール衛生管理者

オ その他施設管理に必要な資格を有していること。

(2) 人員

指定管理業務を円滑、安全に実施するため、次の人員を置く。

また、円滑な管理運営を行うに十分な知識と能力を有する職員を確保し、必要な組織体制を整えること。

ア 静岡市体育館等を一体として管理運営をするため、9施設を代表する責任者を指

定すること。

イ 中央体育館には、常時3人以上配置すること。

ただし、休館等利用実態に応じて2人以上も可とする。

ウ 南部体育館、長田体育館、東部体育館、北部体育館及び清水清見潟公園には、午前8時30分から午後6時までは常時3人以上、午後6時以降は常時2人以上配置すること。

ただし、休館等利用実態に応じて午前8時30分から午後6時までは2人以上も可とする。

エ 蒲原体育館には常時2人以上配置すること。

オ 西ヶ谷総合運動には、常時4人以上配置すること。

ただし、休場等利用実態に応じて2人以上も可とする。

カ 清水総合運動場には、常時3人以上配置すること。

ただし、休場等利用実態に応じて2人以上も可とする。

キ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮し、利用実態に応じた人員配置を行い、利用者の要望に応えられるものとする。

ク 教室等事業の企画、利用者への案内・安全確保、機械設備保守管理及び施設内外の清掃等、各種業務における責任体制を確立すること。

### (3) 非常時の体制

ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議のうえ、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の権限

防火管理者は、管理権原者（静岡市長）から選任され、次に掲げる権限が付与される。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

(イ) 避難施設等に置かれた者を除去する権限

(ウ) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関する権限

(エ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限

(オ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限

(カ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関する権限

(キ) 収容人員の適正な管理に関する権限

(ク) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限

(ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要な権限

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は、次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難施設等の管理に関すること。
- (ウ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (エ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。
- (オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (カ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。
- (ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

#### エ AEDの研修会

AED（自動体外式除細動器）の操作方法習得のため、定期的に施設職員に対する研修を実施すること。

#### (4) 事業計画書への明示

従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのを事業計画に明示すること。

### 6 指定管理経費

#### (1) 指定管理料の上限額

指定管理者が静岡市体育館等の管理運営を行うために要する経費には、市からの指定管理料、利用料金収入及び事業費収入を充てるものとする。

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案をすること。ただし、上限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する利用料金や教室等事業費収入の見込額は控除した金額である。

747,589 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

市が各施設の指定管理料として積算した参考額は以下のとおりとし、施設ごとに提案する「事業計画に関する収支予算書」の9施設の総額が（1）指定管理料の上限額の範囲内であるものとする。

ア 中央体育館、南部体育館、長田体育館、東部体育館及び北部体育館

5施設 404,065 千円

イ 清水清見潟公園

93,118 千円

ウ 蒲原体育館

15,199 千円

エ 西ヶ谷総合運動場

149,196 千円

オ 清水総合運動場

86,011 千円

(2) 積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とし、特別な理由がない限り変更や精算は行わない（修繕費を除く。）。

ただし、指定管理料には、静岡市体育館等敷地内に設置されている自動販売機等に係る光熱水費は含まない。

ア 人件費

イ 業務管理費（健康診断費、互助会費、業務総合調整費、安全管理費等）

ウ 事業費（謝金、消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、通信運搬費等）

エ 一般管理費（退職金引当費、法定福利費等）

オ 施設費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料等）

カ 管理雑費

キ 消費税相当額

(3) 指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

ア 市からの指定管理料

イ 利用料金

ウ 事業費収入（教室受講料等）

(4) 支払方法

指定管理料は概算払とし、年12回の分割払とする。支払期限について、協定書で定める期日までに協定書で定める金額を指定管理者の請求に基づいて支払う。

(5) 修繕料の精算

修繕料については、次に示す金額を上限として、毎年度精算するものとする。

修繕料 合計 40,150 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各施設の上限額は以下のとおりとする。

ア 中央体育館、南部体育館、長田体育館、東部体育館及び北部体育館

5施設計 16,500 千円

イ 清水清見潟公園



3,300 千円

ウ 蒲原体育館

550 千円

エ 西ヶ谷総合運動場

12,100 千円

オ 清水総合運動場

7,700 千円

(6) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更

施設の改修工事や設備の更新等を行うときは、利用調整をする等、その実施に協力しなければならない。

なお、改修等の結果、指定管理料の算定に差異が生じることとなった場合は、市と指定管理者で協議の上、契約を変更することができる。

また、変更契約により、指定管理料の精算が生じた場合は、市及び指定管理者は速やかに精算をすること。

(7) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政法人の補助制度があるときは、これを積極的に活用すること。

ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要となる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議を行うこと。

(8) その他

ア 指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うに当たり、会計処理の透明性確保の観点から、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けなければならない。

イ 指定管理者は、本事業に関連する出入金の管理を、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理しなければならない。

なお、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座は、1施設当たり1口座を原則とする。

7 その他

(1) 事務引継

指定期間が終了し、指定管理者が交代する際は、次の指定管理者の候補者が円滑に指定管理業務を実施することができるよう、必ず引継ぎを行わなければならない。

また、初回の引継ぎでは、市が立ち会った上で引継ぎの日程や方法、項目を決定するものとする。

なお、引継ぎに係る経費は候補者が負担するが、市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

## (2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施する上で作成した文書、収集した文書については、市に引き継ぐものとする。

なお、市は必要に応じて次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

## (3) 利用料金の決定

利用料金は、指定管理者が、静岡市体育館条例別表、静岡市都市公園条例別表及び静岡市総合運動場条例別表に定める利用料金の限度額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めることとする。

## (4) 目的外使用許可等

電柱等の設備の設置許可については、指定管理者の業務範囲外であるため、市が行政財産の目的外使用許可等を行い、使用料を徴収するものとする。

また、自動販売機の設置は目的外使用許可ではなく、市が貸付により直接行うこととし、その貸付料は市の収入とする。

なお、事業者については市が一括して公募する。(自動販売機の光熱水費においては、設置業者から直接その経費を収受するものとする。)

その他、指定管理者が目的外使用許可を得る必要がある場合は、別途市に申し出ること。

<参考>現在の目的外使用許可等の物件等一覧

### ア 行政財産の目的外使用

(ア) 自動販売機(食料品)(中央体育館、南部体育館、長田体育館、東部体育館、北部体育館、西ヶ谷総合運動場及び清水総合運動場)

(イ) 中部電力パワーグリッド(株)・変電施設、地中電線管、電柱、支柱、支線、管路(中央体育館、南部体育館、東部体育館、北部体育館、西ヶ谷総合運動場及び清水総合運動場)

(ウ) 西日本電信電話(株)・電柱、支線、電話柱(長田体育館、北部体育館、西ヶ谷総合運動場及び清水総合運動場)

(エ) 西日本電信電話(株)・公衆電話(西ヶ谷総合運動場)

- (オ) 静岡ガス(株)・電気引込ポール、埋設管(北部体育館)
- (カ) 静岡市公営企業管理者・高圧受電用電線、光ケーブル、水道管(中央体育館、北部体育館及び清水総合運動場)
- (キ) 静岡市公営企業管理者・清開ポンプ非常用自家発電設備(清水総合運動場)
- (ク) (株) トコチャンネル静岡・電柱、光ケーブル、吊線、配管、機器収納ボックス(東部体育館、北部体育館及び清水総合運動場)
- (ケ) 中部テレコミュニケーション(株)・通信ケーブル(北部体育館)
- (コ) 各種競技団体事務室(清水総合運動場)
- (サ) 国立研究開発法人防災科学技術研究所・地震観測施設(西ヶ谷総合運動場)
- (シ) (財) 静岡産業振興協会・立体駐車場出庫灯(南部体育館)

イ 行政財産の一時使用

- (ア) 選挙ポスター掲示板(南部体育館、東部体育館及び西ヶ谷総合運動場)
- (イ) 防災倉庫、避難地標識板(西ヶ谷総合運動場)
- (ウ) 児童クラブ室(中央体育館)
- (エ) ペットボトル回収拠点(中央体育館、南部体育館、長田体育館、東部体育館及び北部体育館)
- (オ) 市民サービスコーナー(南部体育館)
- (カ) 西ヶ谷清掃工場用井戸ポンプ施設(西ヶ谷総合運動場)

(5) 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション管理者及び静岡市シェアサイクル事業者との相互協力

必要に応じて静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション管理者及び静岡市シェアサイクル事業者との連絡調整や相互協力を実施すること。

(6) 市主催事業等への協力

- ア 市が主催する事業等には、優先的に実施できるよう、市と協議すること(貸館、広報物の掲示等含む)。
- イ 類似公共施設の広報物の掲示等、PRの相互協力を行うこと。
- ウ 市が行う防災訓練や災害時の対応に協力すること。

(7) 複合施設における光熱水費等の取扱い

複合施設である南部体育館及び長田体育館における「2 指定管理業務の内容(3) 第三者に委託することができる業務 イ南部体育館の業務内容」及び「同 ウ長田体育館の業務内容」のうち、(ア) から(ク) までの業務については駿河区役所健康支援課において契約及び支払いを行うため、指定管理者は同課と費用負担割合に係る協定を締結し費用負担すること。光熱水費の契約及び支払方法についても同様とする(詳細は、

別紙7「静岡市南部保健福祉センター、静岡市南部体育館及び静岡市支援センターみらい並びに静岡市長田保健福祉センター及び静岡市長田体育館の管理経費の負担方法等に関する協定書（案）」のとおり。。

(8) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(9) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(10) 大規模修繕等の予定

指定期間内に、北部体育館アリーナ空調の大規模改修の計画がある。

施工された際は長期の休館になる可能性があるため、支出すべきであった経費及び見込まれていた収入について、協議のうえ精算を行うものとする。

また、本改修により設備の更新がされ、維持管理費に大幅な減少があった際は、その経費について対応を協議するものとする。

(11) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力・ガスの小売全面自由化に伴い、電力・ガス会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、指定管理者は積極的に購入方法の見直しを行い、経費節減等に努めること。

ただし、購入方法を変更した日から1年間の電気料・ガス料金の実績と、前年の同期間における電気料・ガス料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と協議の上決定する。

なお、見直しに当たっては以下の点に留意すること。

ア 契約使用とする電力会社・ガス会社が、小売電気事業者・小売ガス事業者として経済産業省の登録を受けていること。

イ 指定管理者と電力会社・ガス会社の間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されていること。

ウ 相手方との契約期間は指定期間内とすること。

(12) 指定の取消等

ア 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

イ 指定管理者が市の指示に従わないときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

ウ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができる。

エ ア、イ及びウのほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議する。

市と指定管理者のリスク分担等の一覧は、別紙6「市と指定管理者のリスク分担表」のとおり。

(13) その他

ア 職員の指導監督を行うとともに、職員の資質を高めるため、研修を実施するなど施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

イ 利用者のニーズ、情報等を把握し、サービスの向上に努めること。

(14) 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理に関し疑義が生じた場合には、市と指定管理者と協議して決定する。